

## 基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

### 主要施策 6 - 1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

#### 現状と課題

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになり、迅速かつ適切な対応が求められています。

ニーズ調査の結果では、自分は子どもを虐待していると思う（よくある、時々あるの割合）については就学前児童の保護者で 20.9%と、前回調査に比べ増加しています。そのため、誰もが虐待につながる潜在的な意識を持っているという前提にたった対応が重要であり、未然防止対策のさらなる充実とともに、虐待が潜在化していることも多いため、児童虐待などの被害にあった子どもを見過ごさず、早期発見と早期対応に努める必要があります。

また、身近に虐待が疑われる家庭がある場合でも、心情的に通報等をためらうこともあり、早期発見・早期対応につなげるため、虐待に関する相談窓口や通報の仕組みを明確化するとともに、相談窓口や児童虐待防止ネットワークのより一層の充実を図る必要があります。

本市では、児童虐待防止のネットワークである、鎌倉市要保護児童対策地域協議会を組織するなど、児童虐待等の防止に努めています。

さらに、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対するフォロー体制の充実を図る必要があります。

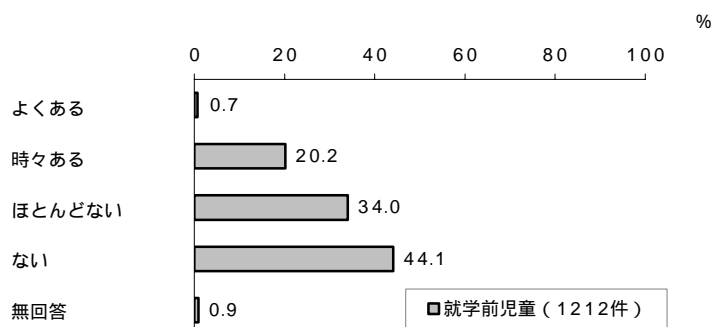


図 子どもを虐待していると思うことがあるか

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

虐待として相談してよいケースか判断ができない。

親が虐待を認めないケースが多い（虐待しているという意識がない）。

幼児虐待が多いので大人にも命の大切さを教える場所があると良いと思う。

施策の方向性

児童虐待の早期発見・早期対応

相談窓口や児童虐待防止ネットワークの充実

児童虐待の被害を受けた子どもや保護者へのフォロー体制の充実

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体	
6-1-1	「子どもの権利条約」の周知	子どもの人権の擁護を進めるために、「子どもの権利条約」の周知・啓発を図ります。また、市内公立小中学校全校に人権啓発パンフレットを配布します。	事業の継続	人権・男女共同参画課
6-1-2	児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。また、小中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」及び「子どもの人権 110 番周知カード」を配布し、児童虐待防止を啓発します。	事業の継続	こども相談課 人権・男女共同参画課 教育指導課
6-1-3	虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接するあらゆる場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。	乳児全戸訪問事業 訪問率 92% [20 年度 83.4%]	市民健康課
6-1-4	「こどもと家庭の相談室」の実施 (重複掲載 1-2-2)	子どもと家庭の福祉並びに児童虐待に関する第一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組みます。	事業の継続	こども相談課
6-1-5	児童虐待防止ネットワーク組織	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。	1 か所で実施 [20 年度 未実施]	こども相談課
6-1-6	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を目指します。	事業の継続	市民健康課 こども相談課

## 主要施策 6 - 2 ひとり親家庭への支援の充実

### 現状と課題

離婚などにより、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、家事・育児の負担が大きく、家庭でも様々な問題を抱えているほか、不安を抱えるケースが少なくありません。

本市では、ひとり親家庭相談や各種手当等の支援を行うとともに、自立のための支援事業を行っています。

今後も、支援が必要なひとり親家庭に対し、適切な支援を行うことが重要です。

#### 協議会、市民・団体別懇談会等の意見

学費も多くかかり、ひとり親家庭に対して、安心して子育てをしていけるような状態をつくってほしい。

父子家庭に対する社会・福祉の制度が少なすぎると思う。

### 施策の方向性

母子・父子家庭への適切な支援

#### 具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
6-2-1 ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。また母子自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実を図ります。	事業の継続	こども相談課
6-2-2 ひとり親家庭への貸付制度	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要ときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。	事業の継続	こども相談課
6-2-3 家事支援の実施	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣します。	事業の継続	こども相談課
6-2-4 ひとり親家庭の団体活動の支援	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支え合う団体活動を積極的に支援します。	事業の継続	こども相談課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-2-5	緊急保護体制の確保	保護の必要な母子を、関係機関との連携により、母子生活支援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。 また、児童養護施設において、緊急に一時的な保護の必要な母子に対し、ショートステイ事業を実施します。	事業の継続	こども相談課
6-2-6	ひとり親家庭の家賃の助成 (重複掲載 1-6-2)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	事業の継続	こども相談課
6-2-7	児童扶養手当 (重複掲載 1-6-9)	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課
6-2-8	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (重複掲載 1-6-11)	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するにあたり、支度金を交付します。	事業の継続	こども相談課
6-2-9	ひとり親家庭の医療費の助成 (重複掲載 1-6-4)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続	保険年金課
6-2-10	自立支援教育訓練給付金事業	指定された教育訓練講座を受講・修了した母子家庭の母に対し、給付金を支給します。	事業の継続	こども相談課
6-2-11	高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等技能訓練促進費を支給します。	事業の継続	こども相談課
<p>・ 印については、母子・父子家庭共に利用対象の事業です。(母子・父子家庭で利用条件の異なる場合あり。6-2-5については、ショートステイのみ父子家庭も利用対象) 印のない事業については、利用対象が母子家庭のみの事業です。</p>				

## 主要施策 6 - 3 障害のある子どもとその家族への支援の充実

### 現状と課題

ノーマライゼーション(\*注)の理念が地域社会で定着する中で、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、積極的な社会活動を行えるよう、幼少のころから地域とのつながりをもち続けることが重要です。

さらに、障害がある子どもや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、障害の早期発見、早期療育の推進に努め、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実が求められています。

本市では、相談体制の充実などにより、障害の早期発見、早期療育に努め、障害のある子どもやその家族への支援を行っています。

今後も引き続き、障害の早期発見、早期療育に努め、一時預かりや各種手当など、障害の種別や程度に応じたサービスの充実を図る必要があります。

\*注：障害のある人とない人が、一緒に生活する社会が普通の社会であるという考え方

#### 協議会、市民・団体別懇談会等の意見

自分の生活圏から離れてショートステイを受けると不安がってしまう。本人の生活リズムを変えないためにも市内での受け入れをしてほしい。

地域での遊び場所がないので、市外の特別支援学校に通っていると、全く地域の人との交流する機会が持てない。

つどいの広場と市民健康課との連携がとれているため、早め療育につなげることが可能。

発達障害がある子に対するサポートをもっと充実させてほしい。

障害に合わせた支援が必要。

行政から市民活動団体への支援を充実させてほしい。

### 施策の方向性

障害のある子どもに対する預かりサービスの充実

発達障害のある子どもへの支援

障害の種別や程度に応じた支援

障害の早期発見のための体制の強化

地域での交流機会の充実

## 具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
6-3-1	相談体制の推進	特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。	事業の継続 発達支援室
6-3-2	療育関係の施設の整備	改修計画を含めた施設の在り方を検討しつつ、より充実したバリアフリー化等のニーズに沿って、老朽化した施設の整備を行います。	事業の継続 発達支援室
6-3-3	統合保育の推進	特別な支援を必要とする子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。また、幼稚園での受け入れに対する補助金を交付して特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を支援します。	巡回相談・特別支援保育運営費補助金交付の継続 発達支援室
6-3-4	発達支援指導	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導の充実に努めます。	事業の継続 発達支援室
6-3-5	知的障害児通園支援	発達（知的発達や運動発達）につまづきのある、概ね2歳からの幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者に対しても必要な支援を行います。	事業の継続 発達支援室
6-3-6	障害者医療費助成 (重複掲載 1-6-5)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	事業の継続 保険年金課
6-3-7	特別児童扶養手当 (重複掲載 1-6-10)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	事業の継続 こども相談課
6-3-8	就学相談	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力をつけられるよう就学相談の充実に努めます。	事業の継続 教育指導課
6-3-9	特別支援教育	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、個々のニーズに応じた教育の充実に努めます。	事業内容の拡充 教育指導課
6-3-10	保育所での統合保育 (重複掲載 1-4-9)	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。	事業の継続 保育課
6-3-11	障害児のための子どもの家の受入れ (重複掲載 1-4-14)	ノーマライゼーションの観点から、障害のある児童の子どもへの受入れについて環境を整えます。	事業の継続 青少年課
6-3-12	市民啓発事業	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通し、市民への理解・啓発に努めます。	事業の継続 発達支援室

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-3-13	児童居宅生活支援費事業	障害者自立支援法に基づき、居宅生活支援の福祉サービス（ホームヘルプ、ガイドヘルプ、デイサービス、短期入所）を必要とする障害児（18歳未満）がサービスを利用した場合に、その費用を支給します。（利用者は費用のうち1割を負担。ただし上限額あり）	事業の継続	障害者福祉課
6-3-14	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児（20歳未満）に手当を支給します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-15	障害者福祉手当	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-16	障害者福祉タクシー利用料、バス共通カード購入費、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成事業	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券、バス共通カード購入券又は福祉有償運送料金助成券、障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-17	障害児放課後・余暇支援事業	障害のある子どものいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努めます。 毎月定例で、ミュージックタイム、プール活動などの余暇活動を行う団体への補助金交付及び指定管理による事業運営委託を行います。	2施設での実施を継続 未整備地域での検討	発達支援室 鎌倉市障害児等放課後・余暇支援の会（社福） ほしづきの里
6-3-18	補装具・日常生活用具の交付	障害児の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-19	発達支援システムネットワークの推進	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施します。	事業の継続	発達支援室 教育指導課
6-3-20	5歳児すこやか相談	発達障害を含む特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談事業」を実施するとともに発達障害の理解を図るため、市民啓発に努めます。	市内全ての保育所及び幼稚園での実施 [20年度 市内保育所2ヶ所、 幼稚園1園で実施]	発達支援室
6-3-21	障害児者への相談支援体制の推進	障害児者への総合的な行政サービスを提供するため、関係機関と連携し、生涯を通じて一貫した支援を行っていきます。	発達支援室や相談支援事業所との連携を継続	障害者福祉課
6-3-22	知的障害児通園施設利用支援 (重複掲載1-6-13)	国の施策動向を注視しつつ、あおぞら園知的障害児通園施設利用児童の施設利用料を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	事業の継続	発達支援室
6-3-23	相談支援事業	障害者自立支援法に基づき、社会福祉法人及びNPO法人等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障害のある子どもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。	市内3ヶ所での実施を継続	障害者福祉課
6-3-24	要保護幼児へのきめ細かな対応	言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。このような園児の早期発見、早期対応の必要に応じてカウンセラーの拡充事業を行います。	検討	私立幼稚園

事業名	事業内容	方向性	実施主体
6-3-25	統合保育	障害児を受け入れて障害児へのサポートと障害に対する認識と理解を深めます。	実施園の拡大 [20年度 20園]
6-3-26	音楽で遊ぼう	障害児者対象の音楽療法を実施(講師は有料で専門家に依頼)します。毎月第1・第3日曜日に午前9時30分から午後2時30分。	事業の継続
6-3-27	作って遊ぼうぐるんぱ	障害児を対象に、工作や粘土などを楽しみながらの余暇活動を支援します。毎月第1日曜日午前中。	事業の継続 一部継続未定の部分あり
6-3-28	施設見学	障害児者の保護者を対象に、障害児施設の見学を年1回行います。	事業の継続
6-3-29	障害福祉相談員による相談	県から委嘱を受けた相談員による各種相談を行います。毎月第2木曜日、その他必要などき	事業の継続
6-3-30	プールであそぼう	障害児者を対象に専任の指導者、ボランティアがついて、こもれび温水プールで活動しています。平成17年7月開始。毎月1回。午前10時から成人、11時から児童で実施。	継続を希望
6-3-31	かまくらハイジの会	障害児とその家族、ボランティアと一緒に鎌倉近辺の公園で遊んだりハイキングをしたりしています。	未定
6-3-32	なみっ鼓	福祉センタープレイルームで障害児を対象に、講師を依頼して親子で和太鼓の練習をします。月1回実施。	事業の継続